１３．特定創業支援等事業者の証明について

＜制度概要＞

・創業支援等事業計画では、創業後、特に事業の成功確率が高まると考えられ

る支援については特定創業支援等事業として位置づけることが可能になってい

ます。

・そして、特定創業支援等事業による支援を受けた創業者については、創業関

連保証を創業６ヶ月前から受けることができます。

・また、会社を設立する際には、創業時に登記に係る登録免許税が半分に軽減

されます。

※条件等、ご不明な点は管轄の経済産業局へお問い合わせください。

・加えて、日本政策金融公庫の新創業融資制度を利用する際に、創業資金総額

の１／１０以上の自己資金が確認できることが必要ですが、充足していると見

なされ、融資を申請することができます。

・このため、創業者にとっては、市区町村が行う支援の中でも特に特定創業支援

等事業として位置づけられた支援を受けることで、支援策が拡充することになり

ます。

・この特定創業支援等事業については、継続的な支援で、経営、財務、人材育

成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を言い、原則、４回以上、１ヶ月以

上の継続的な期間実施する支援を想定しています。この一連の支援の全てを

受けた創業者が特定創業支援等事業を受けた創業者になります。

・そして、特定創業支援等事業による支援を適切に受けたことを証明するため、

市区町村に当該事実を証明する証明書の交付を行っていただきます。

・このため、特定創業支援等事業を実施する認定連携創業支援等事業者と市区

町村は名簿の共有等の措置を行い、要件を満たす創業者の管理を行って頂く

ことになります。

・創業者は、当該証明書を持って、信用保証協会（金融機関）、法務局又は日本

政策金融公庫に行った場合、前記の特例措置を受けられることになります。